

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和5年2月7日(2023.2.7)

【公開番号】特開2021-120883(P2021-120883A)

【公開日】令和3年8月19日(2021.8.19)

【年通号数】公開・登録公報2021-038

【出願番号】特願2021-77114(P2021-77114)

【国際特許分類】

G 06 Q 20/10(2012.01)

10

G 06 Q 30/0202(2023.01)

【F I】

G 06 Q 20/10

G 06 Q 30/02 318

【手続補正書】

【提出日】令和5年1月30日(2023.1.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

利用者が利用する端末装置を用いた決済手段により行われた決済の履歴を取得する取得部と、

前記決済の履歴が示す決済の内容が所定の条件を満たすか否かに基づいて、前記利用者が所定の店舗において前記決済手段を用いて新たに決済が行う際に前記所定の店舗に対して請求される対価の決済額に対する料率を設定する設定部と

を有することを特徴とする設定装置。

30

【請求項2】

前記設定部は、前記利用者が前記所定の店舗を利用した回数が所定の条件を満たすか否かに基づいて、前記料率を設定する

ことを特徴とする請求項1に記載の設定装置。

【請求項3】

前記設定部は、前記利用者が前記所定の店舗を利用したことがない場合は、前記利用者が前記所定の店舗を利用したことがある場合に設定される料率よりも高い料率を設定することを特徴とする請求項2に記載の設定装置。

【請求項4】

前記設定部は、前記利用者により行われた決済における決済額に応じて、前記料率を設定する

ことを特徴とする請求項1に記載の設定装置。

【請求項5】

前記設定部は、さらに、前記利用者が前記所定の店舗において前記決済手段を用いた際ににおける当該所定の店舗における前記決済手段の利用状況に応じて、前記料率を設定することを特徴とする請求項1～4のうちいずれか1つに記載の設定装置。

【請求項6】

前記設定部は、さらに、前記利用者が前記所定の店舗において前記決済手段を用いた際ににおける決済額に応じて、前記料率を設定する

ことを特徴とする請求項1～5のうちいずれか1つに記載の設定装置。

40

50

【請求項 7】

コンピュータが実行する設定方法であって、
利用者が利用する端末装置を用いた決済手段により行われた決済の履歴を取得する取得工程と、
前記決済の履歴が示す決済の内容が所定の条件を満たすか否かに基づいて、前記利用者が所定の店舗において前記決済手段を用いて新たに決済が行う際に前記所定の店舗に対して請求される対価の決済額に対する料率を設定する設定工程と
を含むことを特徴とする設定方法。

【請求項 8】

利用者が利用する端末装置を用いた決済手段により行われた決済の履歴を取得する取得手順と、
前記決済の履歴が示す決済の内容が所定の条件を満たすか否かに基づいて、前記利用者が所定の店舗において前記決済手段を用いて新たに決済が行う際に前記所定の店舗に対して請求される対価の決済額に対する料率を設定する設定手順と
をコンピュータに実行させるための設定プログラム。

10

20

30

40

50